

平成25年第2回潟上市議会定例会会議録（1日目）

○開 会 平成25年6月7日 午前10:04

○散 会 午後 2:19

○出席議員（19名）

1 番 中 川 光 博	2 番 大 谷 貞 廣	3 番 児 玉 春 雄
4 番 藤 原 幸 作	5 番 菅 原 理 恵 子	6 番 澤 井 昭 二 郎
7 番 菅 原 久 和	8 番 伊 藤 栄 悦	9 番 戸 田 俊 樹
11 番 小 林 悟	12 番 岡 田 曙	13 番 佐 藤 昇
14 番 藤 原 典 男	15 番 西 村 武	16 番 鈴 木 斌 次 郎
17 番 堀 井 克 見	18 番 藤 原 幸 雄	19 番 佐々木 嘉 一
20 番 千 田 正 英		

○欠席議員（0名）

○説明のための出席者

市 長 石 川 光 男	副 市 長 鑑 利 行
教 育 長 肥 田 野 耕 二	総 務 部 長 幸 村 公 明 兼新庁舎建設室長
市民生活部長 藤 原 貞 雄	福祉保健部長 鈴 木 司
産業建設部長 児 玉 俊 幸	水道局長 鈴 木 利 美
教 育 部 長 鎌 田 雅 樹	会 計 管 理 者 川 上 護
農業委員会事務局長 根 一	生 活 環 境 課 長 関 谷 良 広 (部長待遇)
生涯学習課長 菅 原 一 (部長待遇)	総 務 課 長 小 玉 優 子
企画政策課長 栗 山 隆 昌	財 政 課 長 菅 原 剛
税 務 課 長 藤 原 久 基	産 業 課 長 小 玉 隆
都市建設課長 渡 部 智	総務学事課長 工 藤 素 子

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 伊藤 清 孝 議会事務局次長 鈴木 整

平成25年第2回潟上市議会定例会日程表（第1号）

平成25年6月7日（1日目）午前10時開会

会議並びに議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告（議長、議会運営委員会委員長）
- 日程第 4 所信表明（市長施政方針）
- 日程第 5 報告第 1号 平成24年度潟上市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書
について
- 日程第 6 報告第 2号 平成24年度潟上市下水道事業特別会計予算の繰越明許費
繰越計算書について
- 日程第 7 報告第 3号 平成24年度潟上市水道事業会計予算の繰越計算書につい
て
- 日程第 8 報告第 4号 専決処分の報告について（潟上市立保育所を山本郡三種町
が保育を実施する児童に使用させることに関する協議）
- 日程第 9 承認第 2号 専決処分の承認について（平成24年度潟上市一般会計補
正予算（第11号））
- 日程第10 承認第 3号 専決処分の承認について（平成24年度潟上市水道事業会
計補正予算（第4号））
- 日程第11 承認第 4号 専決処分の承認について（平成25年度潟上市一般会計補
正予算（第1号））
- 日程第12 承認第 5号 専決処分の承認について（潟上市市税条例の一部を改正す
る条例）
- 日程第13 承認第 6号 専決処分の承認について（潟上市国民健康保険税条例の一
部を改正する条例）
- 日程第14 議案第50号 潟上市災害による被害者に対する国民健康保険税の減免に
関する条例の一部を改正する条例（案）について

- 日程第 1 5 議案第 5 1 号 潟上市営土地改良事業等分担金徴収条例の一部を改正する
条例（案）について
- 日程第 1 6 議案第 5 2 号 潟上市農業委員会の選任による委員の団体推薦に関する条
例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 1 7 議案第 5 3 号 秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
- 日程第 1 8 議案第 5 4 号 工事請負契約の締結について（天王中学校体育館改築工
事）
- 日程第 1 9 議案第 5 5 号 備品購入契約の締結について（教育用コンピュータ等購
入）
- 日程第 2 0 議案第 5 6 号 備品購入契約の締結について（除雪ドーザ購入）
- 日程第 2 1 議案第 5 7 号 平成 2 5 年度潟上市一般会計補正予算（第 2 号）（案）に
ついて
- 日程第 2 2 議案第 5 8 号 平成 2 5 年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算
（第 1 号）（案）について
- 日程第 2 3 議案第 5 9 号 平成 2 5 年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第
1 号）（案）について
- 日程第 2 4 議案第 6 0 号 平成 2 5 年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第 1
号）（案）について
- 日程第 2 5 議案第 6 1 号 平成 2 5 年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第 1
号）（案）について
- 日程第 2 6 議案第 6 2 号 平成 2 5 年度潟上市水道事業会計補正予算（第 1 号）
（案）について
- 日程第 2 7 同意第 2 号 潟上市教育委員会委員の任命について
- 日程第 2 8 同意第 3 号 潟上市教育委員会委員の任命について
- 日程第 2 9 同意第 4 号 潟上市監査委員の選任について
- 日程第 3 0 同意第 5 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 3 1 同意第 6 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 3 2 選挙第 1 号 潟上市選挙管理委員及び補充員の選挙について
- 日程第 3 3 選挙第 2 号 湖東地区行政一部事務組合議会議員の選挙について
- 日程第 3 4 潟上市議会広報編集特別委員の選任について

- 日程第 3 5 陳情第 4 号 ドクターヘリの安全運航と県民の安全・安心を守るため米軍機（F-16とMV22オスプレイ）の低空飛行中止を求める意見書
- 日程第 3 6 陳情第 5 号 日本政府に「核兵器全面禁止の決断と行動を求める」意見書について
- 日程第 3 7 陳情第 6 号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2014 年度政府予算に係る意見書採択に関する陳情書
- 日程第 3 8 陳情第 7 号 「協同労働の協同組合法（仮称）の速やかな制定を求める意見書」に関する陳情書

午前10時04分 開会

○議長（千田正英） ただいまの出席議員は19名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成25年第2回潟上市議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

【日程第1、会議録署名議員の指名】

○議長（千田正英） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、16番鈴木斌次郎議員及び17番堀井克見議員を指名します。

【日程第2、会期の決定】

○議長（千田正英） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月20日までの14日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（千田正英） 異議なしと認め、したがって、会期は本日から6月20日までの14日間に決定しました。

【日程第3、諸般の報告】

○議長（千田正英） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に配付のとおりであり、朗読、説明は省略します。

次に、議会運営委員長からの報告を行います。15番西村議会運営委員長。

【議会運営委員会の報告】

○議会運営委員長（西村 武） 皆さん、おはようございます。それでは、議会運営委員会の報告をさせていただきます。

議会運営委員会は、5月28日に委員、正副議長、当局からの説明員として副市長、総務部長の出席のもとに、また、6月4日に、委員、正副議長の出席のもとに開催しております。

本定例会の運営についてご報告を致します。

議会運営委員会について申し上げます。

議会運営委員会において当局より提案理由の概要説明を受けた結果、報告第1号から

第3号の繰越計算書、報告第4号の専決処分の報告及び承認第2号から第6号は本会議において行います。議案第54号の条例改正（案）は、社会厚生常任委員会へ付託致します。議案第51号、52号の条例改正（案）は産業建設常任委員会へ付託、議案第53号の規約の一部変更は本会議において行います。議案第54号から56号の契約の締結案件は、本会議において行います。議案第57号から議案第62号までの各会計の補正予算（案）は、所管の常任委員会へ付託致します。同意第2号から同意第6号は、本会議において審査という区分で行うことと致しました。

付託につきましては、皆様のお手元に委員会付託表としてお配りしておりますので、ご確認のほどをお願い致します。

陳情については、お手元に配付の陳情文書表のとおり各所管の常任委員会へ付託することと致しました。

一般質問について申し上げます。

一般質問については8名の通告者がありました。

抽選の結果、6月10日月曜日の1番目に5番菅原理恵子議員、2番目に19番佐々木嘉一議員、3番目に18番藤原幸雄議員、4番目に15番西村武議員、また、6月11日の火曜日の1番目に14番藤原典男議員、2番目に4番藤原幸作議員、3番目に12番岡田曙議員、4番目に2番大谷貞廣議員、このようになっておりますので、宜しくお願い致します。

常任委員会審査について申し上げます。

常任委員会審査は、各常任委員会とも6月12日水曜日の午前10時から開会とさせていただきます。

次に、選挙管理委員及び補充員の選挙について申し上げます。

選挙管理委員及び補充員が平成25年6月26日をもって任期満了となるため、後任者を選挙するものであります。本日の日程として取り扱いを致します。

湖東地区行政一部事務組合議会議員の選挙について申し上げます。

湖東地区行政一部事務組合議会議員に1名の欠員が生じたことにより、議員の選挙を行うものであります。本日の日程として取り扱いを致します。

次に、議会広報編集特別委員会委員の選任について申し上げます。

議会広報編集特別委員会委員に1名の欠員が生じたことにより、委員の選任を行うものであります。本日の日程として、これを取り扱いを致します。

次に、議員派遣の件について申し上げます。

今年度の議員の行政視察研修について、視察先、研修内容などの調整が整いましたので、議員派遣の手续をするものであります。これは議決事項でもありますので、最終日の日程として取り扱いを致します。

以上、議会運営委員会の報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（千田正英） 議会運営委員長からの報告を終わります。

これで諸般の報告を終わります。

【日程第4、市長所信表明】

○議長（千田正英） 日程第4、石川市長より所信表明の申し出がありますので、これを許します。石川市長。

○市長（石川光男） 皆さん、おはようございます。そして、多数の傍聴者の皆さんも大変御苦労さまでした。

本日ここに、平成25年第2回定例会を開会しましたところ、議員各位には、ご多忙のところご出席を賜り、誠にありがとうございました。

まずは、先般の市長選挙において市民の皆様はじめ市議会議員各位からの温かいご支援をいただき、当選の榮に浴させていただきましたことに、改めて感謝とお礼を申し上げます。三たび潟上市の舵取り役を担わせていただくことの責任の重さをひしひしと感じつつ、ここに今後4年間の市政運営における所信の一端を申し上げます。

私は、潟上市の初代市長として合併時から2期目を経て今日に至るまで、誠心誠意、潟上市のまちづくりに取り組んでまいりました。その市政運営における信条は、終始一貫、市民目線に立ち、対話と協調を大切にした「市民による市民のためのまちづくり」であります。この間、また、この度の選挙戦を通じて多くの市民の皆様と語り交流する中で、日々の生活課題への対応や雇用機会の創出、行財政改革への取り組み、少子高齢化への対応等、課題の多いことを痛感しております。こうした市民の皆様の声を謙虚に受け止めつつ、人と地域、行政が一体となって、市民一人ひとりが生きがいを持ち、より心豊かに安心して暮らせる「郷土・潟上市」を創ること、その基盤を確固たるものとして、次の世代に引き継ぐことを市民の皆様から負託されたものと認識しております。

市民の日々の暮らしに関わる満足度を高めつつ、地域住民の視点に立った政策を推進し、市民一人ひとりが「潟上市民であることを誇れるまちづくり」を目指し、粉骨砕身努力してまいりますので、議員各位、また、市民の皆様におかれましては、今後の市政運営にご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、国ではデフレ脱却による経済再生を喫緊の課題とし「アベノミクス」と呼ばれる経済政策の展開により、「強い経済」を取り戻すことに全力で取り組んでおります。国の当初予算としては過去最大規模となる総額92兆円を超える25年度一般会計予算もようやく5月15日に成立し、今年2月に成立した13兆円超の24年度補正予算と合わせた「15カ月予算」がいよいよ本格的に始動いたしました。中でも経済成長の鍵を握るとされている成長戦略については、相次いで打ち出されている状況にあります。「アベノミクス」が景気を上向かせつつあるとはいえ、足取りはまだ確かなものとは言えません。本市においても経済対策や雇用確保等への取り組みを国・県とも連携し実施してまいります。

次に、私の選挙公約に掲げた主な事項について申し上げます。

主要なものと致しましては、『防災・減災事業』、『子育て支援』、『行財政改革』等ですが、これらは順次その取り組み方針等について、議会はじめ市民の皆様を示してまいります。

それでは主要事業に関わる個別の取り組み状況等について申し上げます。

新庁舎建設について

この度の市長選挙で市民の皆様からは、新庁舎建設について明確なご支持をいただいたものと認識しております。昨年度に完成した基本設計に続き、現在は実施設計を行っているところであります。今後は、構造設計とともに関連法令との適合を図り、建設工事に必要な実施設計図書の作成を進め、平成26年度中の完成に向け事業を推進するほか、新庁舎建設後の現庁舎等利活用計画の策定に向けた検討も継続的に行ってまいります。

将来の潟上市を見据えて、今後とも更なる情報の発信と説明責任を果たしながら、新庁舎建設事業に全力を傾注していく所存であります。

防災・減災対策について

現在、潟上市津波ハザードマップ改訂版の作成に向け、昨年末に県が公表した津波関連データの解析を進めております。県で取りまとめる新たな「地震被害想定調査」の結果を踏まえ、地域住民からの意見聴取や防災会議での協議を経て作成致します。

また、津波ハザードマップの見直しと並行して浸水が想定されている地域の自治会代表者を対象に「津波避難タワー」設置に向けた検討を行うため、先進地視察研修を実施し、避難経路や新たな避難場所の設置について検討を進めます。さらに本年度の秋田県地域防災計画の見直し作業に合わせ、本市の地域防災計画の見直し作業を行い、防災・

減災対策にしっかりと取り組み、市民の安全・安心を確保いたします。

また、市内一部地域で強風・豪雨時に発生している浸水被害への対策も計画的に進め、安心して暮らせる住環境の整備を推進致します。

道路網計画と公共交通体系の整備について

本市を形成する旧3町を物理的に結ぶ道路網計画を策定いたします。この中において、「大豊小学校線」や「大久保踏切」などの危険箇所改修や新庁舎周辺など、市民の交流と連携を促進する幹線道路等の整備を検討し、着実な推進を図ってまいります。

また、老朽化が進む「大久保」・「羽後飯塚」両駅舎の改修や利用者の利便性を考慮した両駅周辺を含む地域の玄関口整備について検討を進めます。

子育て支援について

厚生労働省の「国立社会保障・人口問題研究所」が3月27日に公表した2040年の本市の推計人口は2万3,548人、2010年と比較し31.6%の減となっております。本市は県内で3番目に低い減少率ではありますが、人口減少を最小限に食い止めるため、若者の雇用の受け皿の確保とともに、育児不安の解消や地域での子育てに対する支援を推進し、「子ども・家庭・地域」がともに育む子育て応援のまちづくりを目指します。

また、出生数の減少はまちづくりに与える影響が大きいことから、「あきた結婚支援センター」と連携したマッチング機能の強化による婚姻数と、不妊・不育治療費助成などの継続による出生数の増加を目指していく考えであります。

農業の6次産業化支援について

「食菜館くらら」を核とした農産物の生産・加工・販売等6次産業化に向けた取り組みの支援について、今後も関係機関と十分に研究・検討を重ねてまいります。

また、地域の特色を生かした農産物の生産振興、特産品や新サービスの開発、販路拡大などへの支援のほか、地産地消や食育推進運動とも連携した取り組みを継続して推進してまいります。

女性と高齢者の社会参加支援について

少子高齢化や社会・経済情勢の急速な変化に対応し、市民一人ひとりが自分の個性や能力を発揮していくには、男女共同参画の推進が欠かせないものと認識しております。市が率先して職員の意識改革や女性の審議会委員登用率の向上など、女性と男性が対等なパートナーとしてまちづくりや様々な場面に参画できるよう努めてまいります。

また、県内では高齢化率が低い本市ではありますが、確実に超高齢社会の波が押し寄

せております。高齢者がいきいきと輝き、元気に過ごせるよう、多様な相談を総合的に受け止め、必要な支援につなげることや地域の保健・医療・福祉サービス・ボランティア活動など、関係機関と連携して地域のネットワークの構築に努めてまいります。

行財政改革について

地域主権改革一括法の施行により、大幅な権限の移譲が進められております。独自性を生かした地域づくりを進めるには、みずからの住むまちを、地域をいかに創造していくか、私をはじめ職員一同、政策形成能力を高め、それぞれの業務の推進を図ることが肝要であります。

本市では、行政改革大綱に基づいた職員の適正管理や行政評価等による行財政改革への取り組みを進めております。その効果の一例としましては、普通会計では合併後の8年間で職員数を69人、累計では12億3,000万円の人件費を縮減しておりますが、平成27年度から始まる地方交付税の漸減措置に備え、これまで以上に行財政改革を精力的に進めていく必要があります。今後も事務の効率化を徹底し、多様化する行政需要に柔軟かつ適切に対応できる強固な財政基盤の確立に努めてまいります。

地域の自立等の支援強化について

住民ニーズやライフスタイルの多様化・個別化などにより、これまで行ってきた住民サービスだけでは個別の課題への対応が困難な場合も多くなっております。また、少子高齢化、人口減少の問題も抱え、これまで以上に市民と市が連携、協力しながらまちづくりを進めていくことが重要となっております。

本市におけるまちづくりの最高規範「自治基本条例」は「補完性の原則」、つまり地域でできることは自分たちで決定していく、できないところは市の機関などに委ねるという発想が根幹となっております。地域の自立・自活のため、自治会や婦人会、各種団体、NPOなどを積極的に育成・支援し、協働で地域課題の解決に当たってまいります。

～参画と協働のまちづくり～

まちづくりは、人づくりであります。このまちに住む一人ひとりが「地域とは何か」、「自分たちは何をすべきか」を考え、行動を起こすことからまちは変わります。行政と地域、住民、それぞれが地域をつくっていく“しくみ”をルール化した「潟上市自治基本条例」を基に、市民と市の機関がそれぞれの役割と責任を適切に分ち合い、互いに協力する「参画と協働のまちづくり」をさらに進めてまいりたいと考えております。

今後も市民の代表である市議会のご意見を十分に尊重し、市民の皆様のご期待に添う

よう、職員共々全力で取り組んでまいります。今後もご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、諸般の行政報告について申し上げます。

はじめに、本市生徒の活躍についてご報告を致します。

4月21日開催の「全日本女子柔道選手権」に天王南中学校3年の三浦裕香理選手が、史上2番目の年少記録で出場しております。また、その後ドイツで開かれた「女子柔道国際カデ大会」には日本代表選手に選抜され出場しております。同大会では44人がエントリーした63キロ級で、優勢勝ちした2回戦以外の4試合を全て一本勝ちして決勝まで勝ち進み、見事、世界第2位の成績を収めております。今後の三浦選手の活躍をご期待申し上げます。

また、天王南中学校野球部が横手市で行われた「第28回県中学校春季野球大会」において、花輪第一中学校に2対1で競り勝ち、見事、全県初優勝を果たしております。

次に、潟上市多目的交流施設（仮称）整備事業について申し上げます。

現在、豊川地域の活性化策として旧豊川小学校跡地を活用した施設の建築計画を進めております。この施設は豊川地域住民の利用に限らず、潟上市全域の市民がその目的に応じて集える複合施設の機能を持たせることにより地域の活性化を目指すほか、災害発生時の避難施設としての機能も整備するものであります。

しかし、実施設計を進める上で行った地質調査の結果、支持層が深く地盤改良が必要となり、全体工事費に変更が生じたことから、計画の再検討を行っております。

また、潟上市文化財の拠点施設として、展示・収蔵の機能を持たせることも視野に入れながら、より付加価値の高い施設整備を目指すため、検討と計画変更のための時間をいただきたいと思っております。

次に、秋田大学との連携事業について申し上げます。

文部科学省では25年度から地域活性化に向けた国公立大学の知を総合活用する「地（知）の拠点整備事業（通称：COC）」を新たに始めます。現在、秋田大学では連携協定を締結している自治体の中から本市を含む3市の事業を文部科学省へ申請しており、採択された場合、本年9月頃から事業を開始することになります。

なお、本市関連の事業は、これまでの連携協定を踏まえた「広い低平地における津波対策」と「旧豊川小学校跡地を活用した地域住民の心のよりどころとなる多目的交流施設等による地域活動の活性化」となっております。

次に、不妊・不育治療費助成事業について申し上げます。

本市で実施している特定不妊治療には、22年度から24年度まで18組の申請があり、うち7組が出産をしております。一般不妊治療については、24年度から開始し、1年間で12組の申請があり、そのうち1組が出産、現在2組が妊娠中であります。不育治療については23年度1組の申請があり、無事出産しております。

子供が欲しいと望んでいるにもかかわらず、子どもに恵まれない夫婦はおよそ8組に1組と言われ、不妊治療を受ける夫婦は年々増加しております。しかし、中には治療費が高額なため治療をあきらめてしまう夫婦も少なくありません。本市の不妊・不育治療の助成制度は、県内外から高い評価を受けているところではありますが、今後も継続して経済的・精神的な苦痛を緩和し、安心して治療に専念できる環境を確保し、出生率の向上につなげてまいります。

次に、感染症対策について申し上げます。

昨年から首都圏を中心に流行している風しんは、今年に入ってますます拡大し、昨年度同期と比べ、患者数は40倍となり6,000人を突破しております。妊娠初期の女性が風しん感染した場合、生まれた赤ちゃんに心臓疾患や難聴、白内障などの「先天性風しん症候群」が起こる恐れがあり、特に妊娠を希望する女性や妊婦の夫等に対して予防接種を推進していく必要があります。本市では生まれてくる赤ちゃんを「先天性風しん症候群」から守るため、同居家族までを対象として接種費用の全額助成を実施するため、関連予算を本定例会に計上しております。

また、新たに75歳以上高齢者の肺炎球菌予防接種費用助成事業を5月1日から実施しております。高齢者の肺炎による死亡者数は増加し続けておりますが、このワクチンは一度接種すれば5年以上は効果が続くこととされていることから、今後も本事業の周知を図ってまいります。

次に、「健康かたがみ21第2期計画」の推進について申し上げます。

本計画は、25年度を初年度とする、市民一人ひとりが生き生きとした生活を送ることができるよう、個人・家庭・地域等が一緒になって取り組む健康づくり計画であります。自治会、地区組織、各種団体、地域での健康教室等々、様々な場面で周知を図ってまいります。

次に、市総合防災訓練について申し上げます。

5月24日に実施された総合防災訓練では、津波浸水が想定されている地域での大津波

警報サイレンによる一斉避難訓練や避難誘導訓練等のほか、山間部においては堤の決壊を想定した積土のう工訓練を、小・中学校を中心とした住宅地においては消火訓練を実施するなど、地域の特性に合わせた訓練を実施しております。今後も防災訓練の内容充実と災害に対する市民の意識啓発に取り組んでまいります。

また、津波災害発生時に避難の目安とするため、電柱や公共施設などに海拔（標高）の高さを表示した標高表示板を、県の津波被害想定見直しにより浸水域に指定された地域を中心に、市内300カ所に取り付けるための予算を本定例会に計上しております。この標高表示板や津波ハザードマップ等の活用による防災に関する意識向上を図ってまいります。

次に、クリーンアップ活動について申し上げます。

例年、あきたビューティフルサンデーに合わせて実施している「全市クリーンアップ」を4月14日に、また、6月2日には「八郎湖クリーンアップ」として八郎湖湖岸の清掃活動を実施しております。いずれも早朝から多くの市民、団体、企業等のご参加・ご協力をいただきました。参加された多くの皆様に心から感謝申し上げます。

次に、クリーンセンター基幹改良整備工事の進捗状況について申し上げます。

工事は順調に進んでおり、5月末現在の進捗率は68%となっております。昨年12月に改修へ着手した2つの炉のうち、1号炉につきましては、5月の連休明けから試運転調整に入り、性能試験を経て通常運転を開始しております。2号炉につきましては、7月末に完成、その後試運転調整、性能試験を実施し、8月末には通常運転を開始、9月には引渡性能試験及びCO₂削減効果の検証を行う予定としております。

次に、八郎湖のアオコ対策について申し上げます。

八郎湖で主に夏場に発生するアオコの悪臭被害防止に向け、県では流入河川である本市の馬踏川、豊川の2カ所で7月から実証試験を行います。馬踏川では、特殊な処理装置を浮かべて超音波によりアオコを破壊、川底に沈めて悪臭発生を防ぐ計画で、豊川では高濃度の酸素水を注ぎ、アオコ発生の原因となるリン、チッソが川底のヘドロから溶け出しづらいうようにする計画であります。

近年は、猛暑・少雨の影響でアオコが大量発生し、厚くマット状に広がったり、塊のように堆積する状況が連日確認され、悪臭に付近の住民は悩まされております。県の実証試験の効果に期待するとともに、本市でも準用河川の「飯塚川」と「妹川」に新たにシルトフェンスを設置するなど、今後も関係機関と連携・協力して対策を行ってまいります。

ます。

次に、再生可能エネルギー導入について申し上げます。

先の施政方針でも申し上げたとおり、県では潟上市から秋田市の沿岸部に連なる県有保安林を活用した大規模風力発電の導入を進めております。この度、来年度の事業者公募実施に向けた調査検討と地域住民との意見交換会の開催などについて、県から協力要請を受けております。再生可能エネルギーの導入については、国のエネルギー施策の根幹であることから、今後も積極的に協力してまいります。

次に、八郎潟ハイツの経営診断について申し上げます。

昨年度、今後の八郎潟ハイツの施設運営の継続性について総合的に判断するため、経営診断を実施致しました。現在、その報告を基に庁内で検討を重ねており、方向性がまとまった段階で改めて議会の皆様へご報告させていただきます。

八郎潟ハイツは潟上市民共通の財産であり、かつ本市唯一の大型宿泊施設であります。市としましては、地域の皆様の意向も踏まえ、存続に向けて何らかの対応をしなければならないと考えております。

次に、天王（新迫分）浄水場について申し上げます。

迫分地区の上水道の安定供給を目指し、22年度から進めておりました新浄水場等の整備事業がこの度完成し、3月27日に竣工通水式を行い、迫分・上北野・長沼地区に給水を開始しております。

本施設の整備により、迫分地域へ安全でおいしい水を安定して供給するとともに、緊急時における応急水拠点としての役割も担うものであります。なお、総事業費は約11億2,000万円、給水人口は約5,500人となっております。

次に、農業関係について申し上げます。

はじめに、稲作の状況について申し上げます。

今年の播種作業は、3月からの低温により生育遅れ及び不揃い等が見受けられたことから、4月第2週から第3週に多く行われております。また、田植えは生育遅れもあり5月15日以降に盛期を迎えており、今後は初期の生育を確保する上で適正な水管理の実施のほか、いもち病等の発生を防ぐため、余り苗の早期処理や適期防除を呼びかけ、良質米の安定生産の基礎となる肥培管理を関係機関と連携し指導してまいります。

転作については、「大豆」を重点作物と位置付け、新規需要米や加工用米への誘導を図りながら、3年に1回の適正なローテーションができるよう指導してまいります。

今年5月末時点の転作計画では、大豆が395haで転作全体の約32.6%の作付けを占めており、次いで加工用米・新規需要米が339haで約28%、そのほか枝豆、野菜、自己保全水田等となっております。

また、JAあきた湖東では「えだまめ生産日本一事業」を契機に、えだまめ栽培面積が拡大し、24年度には50haとなっております。収量の増加等により既存施設での適正処理が困難となっていることから、「えだまめ共同選別施設」を整備することとしております。この整備に対し、関係する1市3町で支援するため、本市でも本定例会に予算を計上しております。

果樹については、4月下旬からの低温続きにより、例年にないほどの生育遅延が見受けられております。和梨の主力品種「幸水」の開花始めは5月10日頃で、満開は5月14日頃であり、平年に比べ7日から10日程度の生育の遅れが見受けられ、小玉果傾向が懸念されております。

また、昨年、一昨年と受粉時の低温降雨による着果不良がありました。今年の受粉作業時期も天候不順があったことから着果不良が懸念されております。今後は結実状況の調査を基に、摘果・病虫害防除等の徹底を呼びかけてまいります。

花卉の輪菊は、お盆向けの定植が4月中旬に終了しており、低温の影響は若干ありましたが順調に生育しております。今年の出荷始めは7月上旬頃で、市場の要望に応じた適期・適量出荷に努めるとともに、病虫害防除等を徹底し良質生産に向けて指導してまいります。

なお、若手の新規生産者が増えてきておりますことから、技術の向上、知識の習得を得る環境づくりを関係機関と連携して構築してまいります。

次に、農業生産基盤整備事業について申し上げます。

24年度に国から採択を受けた昭和豊川地区農地集積加速化基盤整備事業については、本年度の事業内容は受益面積104.6haのうち、39.7haの面工事が実施される予定となっており、現在、既存側溝の撤去などの準備工事を実施しております。なお、29年度までの総事業費は16億4,000万円となっております。

農業水利施設保全合理化事業については、ポンプ及び付帯施設の更新・修繕、用排水路ゲート更新、ポンプ場建屋の改修等4土地改良区の20カ所について、現在、実施設計に向け調査を行っております。

次に、「食菜館くらら」について申し上げます。

一昨年オープン致しました「食菜館くらら」は、4月30日に2周年を迎え、4月27日から30日までの4日間、周年祭が開催されました。肌寒い天候ではありましたが、期間中は、ほぼ昨年並みの来場者で賑わっております。オープン2年目となった24年度中の売上額は、関係各位のご尽力の結果、1年目を上回る約2億2,000万円となっており、引き続き出荷体制の強化や運営面において関係機関と連携し、一層の発展を目指してまいります。

次に、潟上市共通商品券事業について申し上げます。

市商工会では、地元購買力の拡大と地域経済の活性化を目的に、プレミアム付き商品券を今年も発行いたします。1セット11枚入り（1万1,000円分）を1万円で販売するもので、1人5セットまで購入できます。発売及び使用期間は、平成25年7月1日から12月31日までの6カ月間で、御中元や御歳暮にご利用いただけるよう配慮しております。

取扱店については、市内の各商店等で使用できるよう加盟店を募集しているところであり、実施にあたっては店舗に「潟上市共通商品券取扱加盟店」のステッカーを掲示し、市民に周知することとしております。また、商品券の販売場所は、昨年同様、商工会本所と天王指導センター（旧天王商工会館）及び市役所各庁舎等を予定しております。

次に、「海フェスタ」について申し上げます。

「海の日」にあわせて毎年、全国の主要港湾都市で開催されている「海フェスタ」が今年7月13日から28日までの日程で男鹿市を主会場として開催されます。潟上市を含む近隣4市町村も共催することとされており、本市においてもブルーホールでの「中村征夫氏トークショー及び写真展」・「天王漁港まつり」・「マリンスポーツフェスティバル」の3つの共催事業を開催することとしており、現在、準備を進めているところであります。

次に、市道の整備について申し上げます。

市道の整備にあたっては、社会資本整備総合交付金事業を有効活用し、事業の推進を図っております。道路改良事業の大豊小学校線については、24年度までに調査、測量及び設計を終えております。本年度は用地買収、物件補償を進めてまいります。

また、2年連続の豪雪により市道の損傷が多く見られることから、舗装補修を中心に市民の安全な通行確保と通学路の安全対策を実施してまいります。

次に、雨水対策について申し上げます。

飯田川俣の内地区へ排水ポンプを設置し、長年の降雨時の冠水解消を図るほか、天王

東湖町地区については船越水道への排水ゲートの改修と排水ポンプを設置いたします。
また、市内各所にて浸透側溝及び浸透枘の設置・改修を進めるなど、今後も計画的に雨水排水対策を講じてまいります。

次に、鞍掛沼公園展望塔の改修について申し上げます。

展望塔の屋根素材については、経年劣化が著しく進んでおり改修が必要となっていることから、関連予算を本定例会に計上しております。利用する市民の皆様が気持ちよく過ごしていただけるよう、引き続き公園の整備を進めてまいります。

次に、教育関係について申し上げます。

児童生徒の学校生活の安心・安全な施設環境を整備するため、計画的に耐震補強や大規模改修工事を進めており、本年度は追分小学校の改修に向けた実施設計業務を行います。

また、天王中学校体育館改築工事の契約議案を本定例会に提出しております。

学校施設は非常災害発生時の地域住民の避難所として果たす役割も大きいことから、今後も計画的に施設の整備を実施してまいります。

次に、国民文化祭について申し上げます。

26年度に秋田県で開催される国民文化祭事業のうち、市町村主催事業として、本市では名誉市民・中村征夫氏の総合プロデュースによる「自然と暮らす・日本の原風景写真コンテスト」を開催することとしております。現在、文化庁国民文化祭実行委員会へ提出する事業計画案について県と協議を進めているところであります。本年度は、開催1年前に当たることから、イベントを実施し、一層のPRと文化振興に努め、国民文化祭開催の気運醸成を図ってまいります。

次に、長沼球場の改修事業について申し上げます。

昨年から進めておりました改修工事の完成記念とこけら落としを兼ね、5月12日に市内9チームから参加をいただき、第9回潟上市野球大会を開催しております。この度の改修では、バックボード一体式スコアボードを新設し、県内初めてとなるLEDフルカラー電光掲示板を設置しております。また、利用者の安全を図るため外野緩衝フェンス、バックネット、防球ネットなどを設置、野球競技規則の変更対応など公認球場としての高機能化を図り、安全で安心な施設としてリニューアルをしております。特にLEDフルカラーの電光掲示板は、野球で全国を目指す学童に夢を与える大会会場として誇れるものであり、今年8月に開催される「東北学童軟式野球大会」の会場にも決定しており

ます。

次に、チャレンジデーについて申し上げます。

5月29日、チャレンジデーが一斉に開催され、潟上市も初参加致しました。当日は、実行委員会主催イベントの「健康ウォーキング」、「ニュースポーツ体験」のほか、自治会、婦人会、老人クラブ、学校など多数の団体からもご協力をいただき、市内各所で老若男女が様々な運動に取り組む姿が見受けられました。最終参加者数は1万2,754人、参加率は37.1%で、銀メダルを獲得しております。ご協力いただいた関係者各位に改めて感謝申し上げます。

なお、今後の取り組みにつきましては、実行委員会などの皆様と協議して進めてまいります。

次に、市営住宅家賃について申し上げます。

市営住宅使用料の過誤徴収について、返還額がまとまりましたのでご報告致します。返還対象人数は408人で件数にして3万231件、返還額は約6,800万円となっております。本定例会に返還金の予算を計上しておりますので、議決が得られ次第、速やかに返還するよう手続きを進めます。

この度の件で、市営住宅に入居されている皆様はじめ市民の皆様にも多大なご迷惑をおかけしたことを改めてお詫び致します。

次に、平成24年度各会計の決算につきまして、現在、計数整理中ではありますが、その概要を申し上げます。

一般会計につきましては、歳入決算見込額約150億5,900万円、歳出決算見込額約145億800万円、歳入歳出差引見込額約5億5,100万円となっており、翌年度へ繰り越すべき財源約5,300万円を差し引いた実質収支見込額は約4億9,800万円となっております。

主な特別会計の実質収支見込額は、国民健康保険事業特別会計で約2億1,100万円、介護保険事業特別会計で約7,100万円、下水道事業特別会計で約5,900万円となっており、その他の特別会計におきましても実質収支見込額は黒字となっております。

企業会計であります水道事業会計は1億1,299万円の純利益となっております。

以上が平成24年度各会計の決算概要であります。

また、本定例会には、平成24年度潟上市一般会計予算など3件の繰越明許費繰越計算書の報告、潟上市立保育所を三種町の児童に使用させることに関する協議についての専決処分の報告、平成24年度潟上市一般会計補正予算など5件の専決処分の承認、潟上市

災害による被害者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例（案）についてなど3件の条例案、秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について、天王中学校体育館改築工事の工事請負契約の締結、教育用コンピューター等など2件の備品購入契約の締結、平成25年度潟上市一般会計など6件の補正予算（案）、人事案件として教育委員会委員2名の任命について、監査委員の選任について、人権擁護委員候補者2名の推薦についての案件を提出しております。

なお、本定例会から本会議場に出席する当局の職員は、各部局長のほか、提出案件に関係する課長と致します。

以上が所信表明及び行政報告並びに本定例会に提出しております議案であります。適切なるご決定を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（千田正英） これで石川市長の所信表明を終わります。

【教育長の報告】

○議長（千田正英） 次に、肥田野教育長からの報告の申し出がありますので、これを許します。肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） 改めて、おはようございます。

私から、中学校の事故について報告を致したいと思います。

まずは、貴重なお時間の中、説明の機会をいただきましたことに心から感謝を申し上げます。

この度の事故につきましては、複数の被害、加害生徒が関わっており、特に被害に遭った子供たちを守るという基本姿勢で細心の注意を払って子供たちへの心のケアを行っているところでございます。

生徒も現在は元気に学校生活を送っております。

学校名を明かすことにより、関係の生徒が特定されることにつながるものがあれば、人権を守られるべき生徒の心に、さらに深い傷を負わせてしまうことが懸念されるということで、ここでは学校名を伏させて報告することをご理解いただきたいと思います。

それでは、このほど潟上市内の中学校で発生した生徒事故について、次のとおりご報告を致します。

4月18日木曜日、午後4時頃、野球部の練習開始前の時間帯に、野球部員3年生のうち4名が同じ3年生部員の2名に対して、体を持ち上げて地面に落とす、ボールを投げ

つける、粘着テープを顔に貼るなどの暴力行為を行い、被害生徒2名のうち1名は左脇腹の打撲により全治2週間の診断を受けました。被害側の保護者からの第一報を受けて、被害状況を把握した学校は、これを重く受け取め、暴力行為と判断して市教育委員会に報告するとともに、直ちに事実確認を開始しました。被害者の生徒及び保護者の意向をその都度確認しながら、加害者及び野球部員全員の面談及び調査を行ったところでございます。

野球部全員及びすべての部活動の部員に対する面談、3年生の生徒及び保護者全員への学校生活アンケート調査、全校生徒へのいじめ調査アンケート、そして全校生徒を対象にした面談などを順次行った結果、このほかにいじめにつながる事案の訴えはございませんでした。

このことにより、加害生徒4名については、事件後は部活動謹慎期間を1カ月程度とするとともに、奉仕活動を行わせるなどの処分、指導を行っております。また、加害生徒の中には生徒会長、主将、副主将が含まれていましたが、これを全て辞任させたところでございます。現在、新体制での活動を再開させているところでございます。

生徒全員には、緊急生徒集会において校長から緊急アピールとして、いじめ・暴力の絶無を期するための生徒主体の取り組みを訴えるとともに、保護者に対しては野球部保護者には5月初旬に、全校保護者には5月下旬に緊急保護者会を開催し、学校長としてのお詫び及び経緯と学校の対応についての説明を行っております。

現在、被害側の生徒については、心身ともに元気に学校に通うとともに、部活動に熱心に取り組んでおります。今後も安心して学校に通い続けることができるように支援しているところでございます。

このような事案を防ぐことができなかつたことは、誠に痛恨の極みであります。今回の事案が発生した原因について、加害者の生徒は「ふざけて遊びの延長でやってしまった」と話しましたが、教育委員会及び学校としては、いじめ・暴力事案はいかなる理由があっても決して許されるものではございません。いじめる側ではなく、いじめられる側の倫理に立った指導とケアを徹底して行うという、揺るぎのない基本姿勢のもとに、今後より一層すべての学校において学校全体で組織的にいじめ・暴力事案の再発防止、未然防止に取り組み、安全・安心な学校環境づくりを進める所存でございます。

以上であります。

○議長（千田正英） これで報告を終わります。

【日程第5、報告第1号 平成24年度潟上市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書について から 日程第8、報告第4号 専決処分の報告について まで】

○議長（千田正英） 日程第5、報告第1号、平成24年度潟上市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書についてから日程第8、報告第4号、専決処分の報告についてまでを一括議題とします。

報告第1号から報告第4号までについて、当局より一括して提案理由の説明を求めます。幸村総務部長。

○総務部長兼新庁舎建設室長（幸村公明） それでは、第2回潟上市議会定例会提出議案について、ご説明申し上げます。

はじめに、報告案件でございますが、議案書の1ページをお願い致します。

報告第1号、平成24年度潟上市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書について。

平成24年度潟上市一般会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したの
で地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

平成25年6月7日提出 潟上市長 石川光男

2ページをお願い致します。

平成24年度潟上市一般会計繰越明許費繰越計算書の内容について申し上げます。

4款衛生費1項保健衛生費の水道事業会計繰出事業4,292万2,000円でございます。

次に、6款農林水産業費1項農業費の農業施設基盤整備事業4億2,001万4,650円で、
これの主なものは、農業水利施設保全合理化事業3億4万6,000円でございます。また、
2項林業費の林道点検診断事業は180万円、3項水産業費の水産物供給基盤機能保全事
業は8,200万円でございます。

次に、8款土木費2項道路橋梁費の市道整備事業7,350万5,000円と除雪機械整備事業
5,017万8,000円でございます。

次に、10款教育費3項中学校費、天王中学校耐震補強及び大規模改修事業7億9,845
万2,000円でございます。

以上、7事業の合計14億6,887万1,650円を平成25年度に繰り越ししたものでございま
す。

その財源につきましては、国・県支出金が6億5,696万3,000円と地方債7億5,180万
円、一般財源5,280万650円でございます。

次に、議案書の3ページをお願い致します。

報告第2号、平成24年度潟上市下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書について。

平成24年度潟上市下水道事業特別会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

平成25年6月7日提出 潟上市長 石川光男

4ページをお願い致します。

平成24年度潟上市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の内容について、ご説明申し上げます。

1款下水道費1項総務費の秋田湾雄物川流域下水道事業は、秋田県が実施している秋田湾雄物川流域下水道事業が年度内に完了しなかったために、同事業に対する潟上市の負担金51万4,000円を繰り越したものでございます。

その主な財源は、下水道事業債が50万円でございます。

次に、議案書の5ページをお願い致します。

報告第3号、平成24年度潟上市水道事業会計予算の繰越計算書について。

地方公営企業法第26条第1項の規定による平成24年度潟上市水道事業会計予算の建設改良費の繰越額について、同条第3項の規定により別紙のとおり報告する。

平成25年6月7日提出 潟上市長 石川光男

6ページをお願い致します。

平成24年度潟上市水道事業会計予算繰越計算書の内容について、ご説明申し上げます。

1款資本的支出1項建設改良費は、大崎配水施設整備事業に関するもので、実施設計業務委託料が608万7,000円、測量業務委託料767万円、配水管施設整備工事費1億1,501万円でございます。以上3事業の合計1億2,876万7,000円を平成25年度に繰り越したものでございます。

その財源は、国庫支出金4,292万2,000円、過年度損益勘定留保資金4,292万3,000円、一般会計からの出資金4,292万2,000円でございます。

報告第1号から報告第3号までは以上でございます。

○議長（千田正英） 鎌田教育部長。

○教育部長（鎌田雅樹） それでは、専決処分の報告についてご説明致します。

提出議案の7ページをお開きになってください。

報告第4号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成25年6月7日提出 潟上市長 石川光男

それでは、8ページをご覧ください。

専決処分書

潟上市立保育所を山本郡三種町が保育を実施する児童に使用させるため、地方自治法第244条の3第2項の規定に基づき、潟上市と山本郡三種町との間において協議することについて、同法第180条第1項の規定に基づき専決処分する。

平成25年3月18日 潟上市長 石川光男

この度の広域入所児童は、山本郡三種町に住民票を有する3歳児の児童で、母親の職場が潟上市にあり、通勤途中の昭和西保育園に入所しているものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（千田正英） 報告第1号、平成24年度潟上市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

報告第2号、平成24年度潟上市下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

報告第3号、平成24年度潟上市水道事業会計予算の繰越計算書について、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

報告第4号、専決処分の報告について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これで報告を終わります。

【日程第9、承認第2号 専決処分の承認について（平成24年度潟上市一般会計補正予算（第11号））】

○議長（千田正英） 日程第9、承認第2号、専決処分の承認についてを議題とします。

承認第2号について、当局より提案理由の説明を求めます。幸村総務部長。

○総務部長兼新庁舎建設室長（幸村公明） それでは、議案書の9ページをお願い致します。

承認第2号、専決処分の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成25年6月7日提出 潟上市長 石川光男

10ページをお願い致します。

専決処分書

平成24年度潟上市一般会計補正予算（第11号）を別紙のとおり定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

平成25年3月28日 潟上市長 石川光男

それでは、別冊の平成24年度潟上市一般会計補正予算書（第11号）の1ページをお開き願います。

平成24年度潟上市一般会計補正予算（第11号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億7,571万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ160億3,334万2,000円とするものでございます。

4ページをお願い致します。

第2表繰越明許費補正について申し上げます。

4款衛生費1項保健衛生費の水道事業会計繰出事業4,292万2,000円は、一般会計から国の1次補正予算による地域の元気臨時交付金を財源として水道事業会計へ繰り出すものでございます。

次に、第3表地方債補正について申し上げます。

道路改良事業分として9,020万円に増額するものでございます。

内訳につきましては、国庫補助金の減額により起債額を変更したものでございます。

次に、6ページをお願い致します。

歳入予算について主なものをご説明申し上げます。

9款1項1目地方交付税2億4,706万2,000円につきましては、特別交付税の確定によるものと震災復興特別交付税4,233万3,000円でございます。

13款2項国庫補助金697万4,000円は、地域の元気臨時交付金でございます。

次に、7ページをお願い致します。歳出であります。

2款1項総務管理費の2億3,710万2,000円につきましては、特別交付税が確定したことに伴い、余裕財源を財政調整基金積立金に追加するものでございます。これにより平成24年度末における財政調整基金の残高につきましては、16億2,280万8,000円となりますことを合わせてご報告申し上げます。

4項の選挙費は、県知事選挙が無投票になったことによる秋田県知事選挙費から市長選挙費への所要の調整で、これは24年度分の選挙費の所要額調整分でございます。

4款1項8目水道事業費4,292万2,000円は、先ほど第2表の繰越明許費補正でご説明したとおり、水道事業会計へ繰り出すものでございます。

以上でございます。

○議長（千田正英） これより承認第2号、専決処分の承認について質疑を行います。質疑ありませんか。19番佐々木嘉一議員。

○19番（佐々木嘉一） この度の補正の専決処分につきましては、特別地方交付税が確定したということがその主な要因で、その支出については財調、あるいは出資金ということでございますが、内容についてちょっと、地方交付税については補正前が66億700万円、今回特別交付税が2億4,000万円補正してありますけれども、特交は総額で幾らで、いつ決定になりましたか、ちょっとお願いします。

○議長（千田正英） 当局の答弁を求めます。幸村総務部長。

○総務部長兼新庁舎建設室長（幸村公明） 19番佐々木議員にお答え申し上げます。

特別交付税の確定日については3月25日に確定しております。

それから、特別交付税、普通交付税の区分け、この事業内容ですが、ちょっと数字を今持ってきていませんので、後ほどご報告したいと思っておりますので、宜しくお願い致します。

○議長（千田正英） 19番。

○19番（佐々木嘉一） じゃあ後でお願いしますけれども、この度の専決処分について、ちょっと若干、専決処分につきましては従来でありますと特にいわゆる議会を開くいとまがないというふうな理由でございましたが、最近、自治法の改正によりまして議会を招集する時間的余裕がないと明らかであるときというような、そういうことが専決処分のその理由が変わっております。3月25日に決まっておりますので、今6月ですから、時

間的な余裕はなかったのかなということが一つ疑問がありますので、お尋ねしたわけ
ありますけれども、ひとつその点の見解について宜しくお願いします。

○議長（千田正英） 石川市長。

○市長（石川光男） お答えします。

言われるとおりでございまして、今後は十分、臨時議会等で対応してまいりたいと、
こう思います。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。9番戸田俊樹議員。

○9番（戸田俊樹） 一般会計の24年度分の補正は以上で終わりで、出納閉鎖も終わった
わけございまして、市長のですね所信表明の数字と、この一般会計の最終の歳入の数
字が変わっておりまして、この辺のところについての説明をお願いしたいと思います。

○議長（千田正英） 幸村総務部長。

○総務部長兼新庁舎建設室長（幸村公明） 9番戸田議員にお答え致します。

市長の所信表明の数字については、決算見込額と受け止めております。今回、予算の
総額と決算見込額は、当然予算のうちの決算額ということで、そうしているというこ
とでご理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（千田正英） 質疑、はい、9番。

○9番（戸田俊樹） 所信表明の中では150億5,900万円、今回の補正では157億5,762万
3,000円ということで、数字的にはですね相当の乖離があると見えるんです。これに
よって、数字はいずれ発表される、正式に発表されると思いますが、債務額、要するに
実質公債費比率はどのようになっているか、その辺のことについてもちょっと先ほど言
い忘れしたので、それをちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（千田正英） 幸村総務部長。

○総務部長兼新庁舎建設室長（幸村公明） 9番戸田議員にお答え致します。

実質公債費比率等については、この後、決算状況がまとまり次第、その数字を確定す
ることとなります。まだ数字がまとまっていませんので、それから分析結果等もござい
まして仕分けもあります。その内容が確定次第、皆様にご報告する形になりますので、
今しばらくお待ちになるかと思います。

以上です。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより承認第2号を採決します。本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、承認第2号は原案のとおり承認することに決定しました。

【日程第10、承認第3号 専決処分の承認について(平成24年度潟上市水道事業会計補正予算(第4号)】

○議長(千田正英) 日程第10、承認第3号、専決処分の承認についてを議題とします。

承認第3号について、当局より提案理由の説明を求めます。幸村総務部長。

○総務部長兼新庁舎建設室長(幸村公明) それでは、議案書の11ページをお願い致します。

承認第3号、専決処分の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成25年6月7日提出 潟上市長 石川光男

12ページをお願い致します。

専決処分書

平成24年度潟上市水道事業会計補正予算(第4号)を別冊のとおり定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

平成25年3月28日 潟上市長 石川光男

別冊の平成24年度潟上市水道事業会計補正予算書(第4号)の1ページをお願い致します。

平成24年度潟上市水道事業会計補正予算(第4号)は、資本的収入4,292万2,000円を追加するものでございます。

内容につきましては、一般会計からの出資金で、これは国の平成24年度補正予算(第1号)により実施する大崎配水施設整備事業に一般会計から地域の元気臨時交付金を財源として受け入れるものでございます。

以上でございます。

○議長（千田正英） これより承認第3号、専決処分の承認について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより承認第3号を採決します。本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、承認第3号は原案のとおり承認することに決定しました。

【日程第11、承認第4号 専決処分の承認について（平成25年度潟上市一般会計補正予算（第1号））】

○議長（千田正英） 日程第11、承認第4号、専決処分の承認についてを議題とします。

承認第4号について、当局より提案理由の説明を求めます。幸村総務部長。

○総務部長兼新庁舎建設室長（幸村公明） それでは、議案書の13ページをお願い致します。

承認第4号、専決処分の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成25年6月7日提出 潟上市長 石川光男

14ページをお願い致します。

専決処分書

平成25年度潟上市一般会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

平成25年3月28日 潟上市長 石川光男

別冊の平成25年度潟上市一般会計補正予算書（第1号）の1ページをお願い致します。

平成25年度潟上市一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ430万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ132億1,530万5,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、県知事選挙が無投票になったことにより、秋田県知事選挙費から市長選挙費への所要の調整を行ったもので、これは25年度分の選挙費の所要調

整分でございます。

以上でございます。

- 議長（千田正英） これより承認第4号、専決処分の承認について質疑を行います。質疑ありませんか。17番堀井克見議員。
- 17番（堀井克見） 先ほど議論の中でも専決処分の議会の開くいとまがないということをお話あったわけですが、この25年度の選挙に関する、知事選挙、あるいは市長選挙に関するその専決処分をしなければならない理由というのは、ちょっと私はわからないんですよね。今、せつかく6月定例会というものが今やるわけでありまして、24年度であれば年度がまたぐということで致し方ないなということで理解もできるわけですが、どうもこの25年度の予算であれば、この6月定例会の中で粛々と予算計上し、そしてまた減額補正であれ整理をすべきだと。どうも先ほどの答弁と私はちょっと整合性がないのではないかなと。24年度、25年では、基本的にもう違うわけですから、そこら辺に対するこの予算の措置、あるいはまた議案としての計上の仕方というのはいかがなものかなと思いますので、そこあたりの流れというもの、背景というものをひとつご説明いただきたいと思います。
- 議長（千田正英） 幸村総務部長。
- 総務部長兼新庁舎建設室長（幸村公明） 17番堀井議員にお答え致します。
- 単純に言うと、今、議員がおっしゃったようにと思いますけれども、この選挙の中で、今回、市長選挙予算が24年・25年の2カ年にわたって予算化されております。それで今回、選挙公営関係の支払いについてであります。選挙期日後5日以内に業者から請求があり、公職選挙法の第202条において、選挙の効力に関する異議申し立て期間の14日間を過ぎて正式に選挙が確定するために支払いが4月22日以降になるということで、選挙広報についても告示日、今回、市長選挙は3月31日が告示日であったわけですが、その広報原稿を受領してから作成、配布するために、請求が4月以降になるということで、選挙広報の原稿等の関係で24年度に予算化していたものを25年度に移行したという内容であります。
- それで、この移行については秋田市、男鹿市等でも同じように移行しているのが25年度予算で対応しているものでございます。
- 以上です。
- 議長（千田正英） 17番堀井議員。

○17番（堀井克見） まさに繰越明許と、この予算がそういう性格なものなのかどうかも含めて、私もちょっとわかりませんが、年度をまたいで支払ったというこの動かない事実があるとすれば、少なくとも繰越明許という形の中で処理をされていく。そうでないと私が今冒頭に申し上げたとおり、年度をまたいでこういう一方においては専決処分、24年度はわかるんですが、25年がこういう形になってくると。例えば知事選挙もそうなんですか。例えばこれは税金ですから、発注した、そしてまた刊行物の支払いを実質行うこの時期等々非常に複雑なわけですよ。最初からわかったとすれば、男鹿がやったとかこの市がやったとかと、そんなことはさておいても、少なくとも財政運営上、財政法上の措置として、少なくとも私は25年度のもので、24年度でやったものを25年度で支払うとすれば繰越明許とか財政の処理というものはきちっとしておかなければ、やはり基本的にはいかなものかなと私は思うんですが、その点どうですか。

○議長（千田正英） 鑑副市長。

○副市長（鑑 利行） ただいまの堀井議員の質問にお答え申し上げます。

先に承認していただきました平成24年度の補正の第11号、この中に市長選挙費で398万8,000円を減額して専決しております。その分について平成25年度に入れ替えしなければならなかったと。その理由については先ほど総務部長が説明したとおりでございます。その関係と、それからご指摘の知事選挙については、ご承知のとおり無競争になりました。その関係で知事選挙の分については減額すると。そして、知事選挙で無競争になった関係で時間外勤務手当についてまた追加しなければならない事由が発生しました。それらをあわせまして平成25年度の専決したということでご理解願いたいと思います。

以上であります。

○議長（千田正英） 17番。

○17番（堀井克見） その背景は今、総務部長、それから副市長がおっしゃって、やむを得ないのかなと思いますが、わざわざ24年度の予算で減額する。24年度に減額をし、25年度にプラス補正をしていく。はっきり言ってお金に色もにおいもついていないわけで、そこあたりの調整が公金であるがゆえに非常にわかりにくい。操作上、操作せざるを得ないという背景を今の説明で理解できましたけれども、今回たまたまそういうふうになったのかなと。ただ、市長選挙というのは当然任期満了でやられる、知事選挙もそうですから、恐らく今年のみならず、4年に4年に必ず来るわけですので、そこら辺の

やはり財務上の処理、あるいはまた計上の仕方というものは一考、考える余地があるんじゃないかなということを指摘して私の質問を終わります。

以上です。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより承認第4号を採決します。本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、承認第4号は原案のとおり承認することに決定しました。

【日程第12、議案第5号 専決処分の承認について（潟上市市税条例の一部を改正する条例）】

○議長（千田正英） 日程第12、承認第5号、専決処分の承認についてを議題とします。

承認第5号について、当局より提案理由の説明を求めます。幸村総務部長。

○総務部長兼新庁舎建設室長（幸村公明） それでは、議案書の15ページをお願い致します。

承認第5号、専決処分の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成25年6月7日提出 潟上市長 石川光男

16ページをお願い致します。

専決処分書

潟上市市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

平成25年3月31日 潟上市長 石川光男

議案書の17ページから21ページまで、それと参考資料の1ページから13ページまでが、この関係載ってございますが、条例の改正部分の説明と新旧条例の対照表を添付させていただいております。私からは改正の理由と主な改正内容について申し上げます。

改正理由につきましては、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布

され、4月1日から施行されるために専決処分としたものでございます。

次に、主な改正内容について申し上げます。

まず1点目として、個人住民税における住宅ローン控除の延長、拡充と致しまして、所得税の住宅ローン控除の適用者、平成26年度から平成29年までの入居者については、所得税から控除しきれなかった額を次の控除限度額の範囲内で個人住民税から控除するものでございます。現行では、平成25年12月までの入居者は所得税の課税総所得金額等の5%で、控除限度額は9万7,500円までとなっておりますが、これを延長致しまして平成26年1月から3月までに入居された場合にも適用するというものでございます。さらに、平成26年4月から平成29年12月までに入居された場合には、所得税の課税総所得金額等の7%、控除限度額は13万6,500円まで拡充する内容となっております。

なお、この措置による平成27年度以降の個人住民税の減収額は、全額国費で補填されるという条例の内容となっております。これについては平成27年1月1日から施行されるものであります。

それから、2点目と致しましては、納税環境の整備ということでありまして、延滞金等の利率の見直しであります。国税の見直しにあわせて延滞金・還付加算金の利率を引き下げするものであります。

延滞金につきましては、これまで14.6%であったものを9.3%に、納期限後1カ月以内の場合は、これまで4.3%であったものを3.0%に、還付加算金につきましては、これまで4.3%であったものを2.0%に利率を引き下げるものでございます。

この利率につきましては、財務大臣が告示する率、貸出約定平均金利が1.0%の場合の率としております。これについては26年1月1日から施行されるものであります。

以上でございます。

○議長（千田正英） これより承認第5号、専決処分の承認について質疑を行います。質疑ありませんか。17番堀井克見議員。

○17番（堀井克見） 今、総務部長の方から縷々ご説明いただきました。非常に分厚くて、非常に難しい感じの法律改正ということなんですが、要は私たち瀧上市民から見ますと、利率の上下あるわけですが、今回は下がるということなんですが、昨年度、歳入ベースで見ますと、税収の部分で見ますと、どれぐらいの具体的な影響があるのかわからないのかということをお答えいただきたいと思っております。

○議長（千田正英） 幸村総務部長。

○総務部長兼新庁舎建設室長（幸村公明） 17番堀井議員にお答え致します。

潟上市におけるその利率の下がった関係の影響額と受け止めております。それで、延滞金については過去3年間の平均を取りますと、平均額で143万円ほどとなっております。それで、これが今まで14.6%で課せられていた額であります。これが9.3%に引き下がった場合の延滞金の額については、約90万円ほどとなりまして、53万円ほど引き下がる、延滞金の額が下がるという、そういう感じで想定しております。

以上です。

○議長（千田正英） 17番。

○17番（堀井克見） 先ほど冒頭にも説明あったんですが、要はその金額の多少は別としても、少なくともいわゆる延滞した方々が負担が軽くなるという事態が発生するわけです。国の法律でありますから、法治国家であるがゆえに国の法律に基づくということになるわけですけれども、本来やはり払うべき税金が払えなくて、もろもろの事情あるでしょうけれども、少なくとも税金の公平・平等性という点からいくと、むしろその逆行した姿じゃないのかなと、それを下げることによって、国は国の基本的な考え方があるでしょうけれども、滞納した方々がむしろ有利になると、捉え方によっては、そういうこともありますので、そこら辺やはり国が基本的にどういう背景、根拠でそのレートを下げたのか、延滞金の。そして、市としてはそれをどう受け止めているのかどうか。この次にもまた国保もありますけれども、一般、いわゆる市民税等々と比べて国保なんていうのは、もっと莫大なですね延滞金があるわけですから、それも比例して下がっていくとなれば、結果的には潟上の財政を圧迫するということにつながってくるわけですから、それらに対する受け止め方、そして今後の対応というものはどのように具体的に考えておられるのかお示をいただきたい。

以上です。

○議長（千田正英） 幸村総務部長。

○総務部長兼新庁舎建設室長（幸村公明） 17番堀井議員にお答え致します。

国のその今回下げた根拠といいますか、その目的といいますか、もともと金利といいますかレートが下がったために、過去のその高かった額を今の金利に合わせるといいますか、あくまでもこの数字は財務大臣、財務省の方で定める貸出約定平均金利が1.0%という条件のもとにこの額を出しているものです。ですから、これがまた変われば変更あり得るという条件のもとに出したものでございますので、ご理解いただきたいと思います。

ます。

それから、これが潟上市におけるその影響といたしますか、どういう考えで市の方で対応するかという、その実際53万円くらいが下がると思いますが、その考えですけれども、まず納付条件が緩和される、いくらでも納付効率を上げると、そういう考えか、もしくは、まずは納付できる条件がいくらでも緩和されるというそういう考えであります。

以上です。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより承認第5号を採決します。本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、承認第5号は原案のとおり承認することに決定しました。

【日程第13、承認第6号 専決処分の承認について（潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）】

○議長（千田正英） 日程第13、承認第6号、専決処分の承認についてを議題とします。

承認第6号について、当局より提案理由の説明を求めます。幸村総務部長。

○総務部長兼新庁舎建設室長（幸村公明） それでは、議案書の22ページをお願い致します。

承認第6号、専決処分の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

平成25年6月7日提出 潟上市長 石川光男

23ページをお願い致します。

専決処分書

潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

平成25年3月31日 潟上市長 石川光男

議案書の24ページと25ページ、それから参考資料の14ページから20ページに条例の改正部分の説明と新旧条例の対照表について添付させていただいております。私からは改正の理由と主な改正内容について申し上げます。

改正理由につきましては、これも市税条例と同様に地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布され、4月1日に施行されたために専決処分したものでございます。

主な改正内容について申し上げます。

まず1点目ではありますが、国民健康保険から後期高齢者医療に移行する場合の国民健康保険税軽減判定所得の算定特例を恒久化するものでありまして、これは国民健康保険の被保険者であった方が国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、国民健康保険税の軽減判定所得の算定の特例について、これまで移行後5年までの間に限るという要件を撤廃し、恒久化とするものでございます。

それから、2点目と致しましては、特定世帯にかかわる世帯別平等割額を最初の5年間、2分の1減額する現行措置に加え、その後の3年間、4分の1減額する延長措置を講ずるものでございます。これは国民健康保険の被保険者であったものが国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、国民健康保険加入者が1人となる世帯を特定世帯と言いますが、この特定世帯である世帯別平等割額を最初の5年間、2分の1減額する現行の制度に加えまして、その後の3年間を特定継続世帯として4分の1減額する延長の措置を講ずる内容のものでございます。

なお、この附則と致しましては、この条例は平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（千田正英） これより承認第6号、専決処分の承認について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより承認第6号を採決します。本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、承認第6号は原案のとおり承認するこ

とに決定しました。

【日程第14、議案第50 潟上市災害による被害者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（千田正英） 日程第14、議案第50号――。

（「議長、休憩」の声あり）

○議長（千田正英） あと昼食に間もなく入りますから、できれば日程第16までいきたいと思っているんですけども、いければ。

（「午後からでもやれば」の声あり）

○議長（千田正英） 継続して審議したいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（千田正英） それでは継続します。

日程第14、議案第50号、潟上市災害による被害者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

本案について当局より提案理由の説明を求めます。藤原市民生活部長。

○市民生活部長（藤原貞雄） それでは、議案書の26ページをお願い致します。

議案第50号、潟上市災害による被害者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市災害による被害者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

平成25年6月7日提出 潟上市長 石川光男

提案理由について申し上げます。

災害による国民健康保険料（税）の減免に伴う特別調整交付金の算定基準の一部改正に伴い、条例の関係部分を改正するものであります。

27ページにまいりまして、潟上市災害による被害者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例（案）でございます。

主な内容は、今般、最近の社会経済情勢変化等に鑑み、災害による国民健康保険料（税）の減免に伴う特別調整交付金の算定基準の一部を改正し、これまでの冷害等による農作物の減収による農業所得に関連する減免を災害等による事業収入の減収に伴う事業所得に関する減免に災害の対象範囲を拡大するものでございます。

この条例は公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用するものでございます。

なお、参考資料の22・23ページに新旧対照表を添付してございます。

以上でございます。

○議長（千田正英） これより議案第50号について質疑を行います。質疑ありませんか。
17番。

○17番（堀井克見） 災害が発生した場合、国保の税金が負担になると、それを減免するという法律。基本的には災害によって農業経営にダメージを受けると、それを救済するということではあると思いますが、災害が起こらないことが一番いいんですが、問題はこういう条例を設置することによって、実際そういうふうな事態が発生したときに、認定するときの実際、事務作業だとか認定作業、これがやっぱり相当、別の規定で定めるのかどうか分かりませんが、これだけで果たして当事者をまさしく公平に平等に、どういう災害の程度で、そしてどこの割合のランクの減免にするのかということ、やはり兼ね備えておかないと、これだけでは総論的には見えるんだけど各論がなくて、一朝有事のときにむしろ混乱を来すんじゃないかなと、これをフォローする規定なんかはそうすれば背景としてあるんですか、ないんですか、それともまた今後追って措置していくと、こういうことなんですか、いかがですか。

○議長（千田正英） 藤原市民生活部長。

○市民生活部長（藤原貞雄） 17番堀井議員にお答え致します。

詳細なものということだと思いますが、対象要件の主なものと致しまして、損失額が平年の事業収入の10分の3以上であること、それから、合計所得金額が1,000万円以下であり、事業所得以外の所得が400万円以下であること、こういったものがまずお示しされております。

なお、災害対象の範囲等につきましては、農業所得等につきましては、農業共済金制度というものもございますので、そういったものの補填分は控除され、実際にかかったものということが対象になるものとなっております。

○議長（千田正英） 17番堀井議員。

○17番（堀井克見） 非常に今、雑駁な大まかな説明であったのかなと。それは答弁の中でもみずから今おっしゃっているように、共済組合の算定基準が、それがもとになると。例えば一口に農家、農家所得の災害によって影響といっても、例えば実際の生産物、あるいは例えばハウスをやっている方であればハウスだとか施設等々、様々な要素が多重に重なり合って農業経営ができるわけですよ。そして生産をし、それが所得として税

務申告をすると。恐らくそれに基づいてうんぬんということになってこないと、かなりやはり詰めが実際これだけではやはり甘いなという感じがしますので、災害のないことは先ほども申したとおり一番いいわけですが、もう少しこの施行にあたってのやはり詰めというものを早急にやはり詰める、いわゆるむしろ備えておく必要があるんじゃないかな、まさに備えあれば憂いなしでやっておく必要があるんじゃないかなと。これはあくまでも国からはトップダウン的に来て、それを潟上市も条例化するというまだ範囲でしょう。しかしながら、実際にそれを一朝有事の際フォローしていくとなれば、もっとやはり細部にわたった規定等がなければ、私はやっぱり逆に混乱をやっぱり生み出すということになりかねないと思いますので、そこらは今日ここでこれ以上の議論はしませんが、担当の部署等々において、もう少し深く検討して、そして万全の状況をつくっていただきたいということをお願いして質問を終わります。

以上です。

○議長（千田正英） 要望ということですね。

○17番（堀井克見） はい。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。14番。

○14番（藤原典男） これは事前に1年分全部保険税を払った場合に、さかのぼってその支払いのところを、額を変えて多く支払った分については返納ということは考えられますか。

○議長（千田正英） 藤原税務課長。

○税務課長（藤原久基） お答えをします。

災害等発生しました後、本人申請があれば当然還付金が発生するものと考えられます。

以上です。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。14番。

○14番（藤原典男） 本人申請ということですが、そういう徹底というのはどういうふうに行いますか。

○議長（千田正英） 藤原税務課長。

○税務課長（藤原久基） 災害が発生した後、普通は災害の罹災証明というものが発行されます。それをもとに本人が申請をしていただくこととなります。それで平年の10分の3以上の所得の減があったといった場合には、過去7年間分の一番良かったもの、一番悪かったものを省きまして、5年間分の平均を出して10分の3を認定します。それで減

免することになります。

以上です。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会に付託します。

【日程第15、議案第51 潟上市営土地改良事業等分担金徴収条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（千田正英） 日程第15、議案第51号、潟上市営土地改良事業等分担金徴収条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

本案について、当局より提案理由の説明を求めます。児玉産業建設部長。

○産業建設部長（児玉俊幸） 議案書の29ページをお願い致します。

議案第51号について、ご説明を申し上げます。

本案は、潟上市営土地改良事業等分担金徴収条例の一部を改正する条例（案）についてでございます。

潟上市営土地改良事業等分担金徴収条例の一部を次のように改正するものとする。

平成25年6月7日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございます。

土地改良事業を促進するための農業水利施設保全合理化事業の実施にあたり、土地改良区より分担金を徴収するため、条例の関係部分を改正するものでございます。

今回の条例案の一部改正につきましては、市が行う土地改良事業に対し、その事業にかかわる土地改良区から分担金を徴収できる規定を設けるものでございます。

内容についてご説明を致します。

30ページをお願い致します。それから、参考資料の25ページから28ページが新旧対照表ということでございますので、合わせてご覧になっていただきたいと思います。

潟上市営土地改良事業等分担金徴収条例の一部を改正する条例（案）

潟上市営土地改良事業等分担金徴収条例の一部を次のように改正する。

第2条は分担金の徴収の規定であり、第1項を加え、当該事業の施行に係る地域の土地改良区からこれに相当する額を徴収できる規定を設けるものでございます。

第3条は分担金の金額の規定であり、国及び県より交付される補助金、交付金、その

他の給付金を控除した額において市長が規則で定める割合を乗じた額とするということ
でございます。

それで、規則では2分の1を徴収をするという形に規定をしたいと考えております。

第4条に見出しとして、分担金の徴収方法を付することとしております。別表を削る
とあるのは、合併当時の経過措置として合併前の昭和町営土地改良事業等分担金徴収条
例、飯田川町営土地改良事業等分担金徴収条例の規定により行われていた事業に係る分
担金でありまして、現在は終了していることから別表を削るものということございま
す。

附則、この条例は公布の日から施行する。

以上でございます。

○議長（千田正英） これより議案第51号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会に付託します。

昼食のため、1時30分まで暫時休憩致します。再開は1時30分からと致します。

午前 1 1時 5 4分 休憩

午後 1 1時 2 9分 再開

○議長（千田正英） 休憩以前に引き続き会議を再開します。

午前中に19番佐々木嘉一議員から質問がありました特別交付税について、当局からの
説明をお願い致します。幸村総務部長。

○総務部長兼新庁舎建設室長（幸村公明） 午前中に19番佐々木議員のご質問にありまし
た特別交付税の平成24年度の交付決定額についてご報告致します。

特別交付税の額については、5億7,424万1,000円となっております。

これは交付決定額と予算額も同額となっております。

日にちは3月25日となっております。

以上です。

○議長（千田正英） これで説明を終わります。

【日程第16、議案第52 潟上市農業委員会の選任による委員の団体推薦に関する条例
の一部を改正する条例（案）について】

○議長（千田正英） 日程第16、議案第52号、潟上市農業委員会の選任による委員の団体推薦に関する条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

本案について、当局より提案理由の説明を求めます。幸村総務部長。

○総務部長兼新庁舎建設室長（幸村公明） それでは、議案書の31ページをお願い致します。

議案第52号、潟上市農業委員会の選任による委員の団体推薦に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市農業委員会の選任による委員の団体推薦に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

平成25年6月7日提出 潟上市長 石川光男

提案理由について申し上げます。

秋田中央農業共済組合のほか6共済組合が統合され、秋田広域農業共済組合に名称が変更されたことに伴い、条例の関係部分を改正するものであります。

32ページであります。改正内容につきましては、秋田県内にある共済組合のうち7つの共済組合が統合され、6月3日に秋田広域農業共済組合が発足されたことに伴い、本則にある「秋田中央農業共済組合」を「秋田広域農業共済組合」に改正するものであります。

この条例は公布の日から施行するものです。

以上でございます。

○議長（千田正英） これより議案第52号について質疑を行います。質疑ありませんか。19番佐々木嘉一議員。

○19番（佐々木嘉一） 大変失礼でございますけれども、いわゆる団体推薦の農業委員の選出母体が共済組合の合併によって、いわゆる秋田広域農業共済組合からの選出になるということと思いますが、いずれそうすれば潟上市の出身の理事とか役員がいない場合は、やはりその管内の役員から選任するということになりますか。それとも必ず潟上市から理事が出るとか、そういうようなことはあるものでしょうか。その辺どういふのですか。

○議長（千田正英） 根農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（根 一） 19番佐々木議員にお答えします。

理事がもしいない場合は、組合員から出すという法律でありますので、組合員の中から

選出すると、そういう方法をとります。

以上です。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会に付託します。

【日程第17、議案第53 秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について】

○議長（千田正英） 日程第17、議案第53号、秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてを議題とします。

本案について、当局より提案理由の説明を求めます。藤原市民生活部長。

○市民生活部長（藤原貞雄） それでは、議案書の33ページをお願い致します。

議案第53号、秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について。

地方自治法第291条の3第3項の規定により、秋田県後期高齢者医療広域連合規約を別紙のとおり変更する。

平成25年6月7日提出 潟上市長 石川光男

提案理由について申し上げます。

平成24年6月22日の第2回潟上市議会定例会において、議案第44号として議決いただいた秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について、秋田県後期高齢者医療広域連合が適用条項を誤って県へ許可申請したため、別紙のとおり変更案について議会の議決を求めるものでございます。

34ページにまいりまして、別紙として、秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約（案）でございまして。

平成24年第2回潟上市議会定例会において議案第44号として議決した秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約を次のように変更する。

附則の第1項中「秋田県知事の許可のあった日から施行する」を「秋田県知事に届出をした日から施行する」に変更するものであります。

以上でございます。

○議長（千田正英） これより議案第53号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第53号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、議案第53号は、原案のとおり可決されました。

【日程第18、議案第54 工事請負契約の締結について(天王中学校体育館改築工事)】

○議長(千田正英) 日程第18、議案第54号、工事請負契約の締結について(天王中学校体育館改築工事)を議題とします。

本案について、当局より提案理由の説明を求めます。幸村総務部長。

○総務部長兼新庁舎建設室長(幸村公明) それでは、議案書の35ページをお願い致します。

議案第54号、工事請負契約の締結について。

次のとおり、工事請負契約を締結したいので、潟上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

契約の目的につきましては、天王中学校体育館改築工事でございます。

契約方法につきましては、指名競争入札。4特定建設工事共同企業体によるものでございます。特定建設工事共同企業体の結成方法は、建築一式工事の秋田県格付けA業者を11社予備指名し、その中で自主結成された企業体すべてを指名致しております。

契約金額は5億190万円で、契約の相手方は、潟上市天王字北野256番地、むつみ・長谷駒・清水特定建設工事共同企業体であります。代表者は、むつみ建設株式会社代表取締役社長佐々木徹であります。

平成25年6月7日提出 潟上市長 石川光男

参考資料の方をお願い致します。32ページであります。

この度の入札執行にあたりましては、4特定建設工事共同企業体を指名致しまして、落札比率につきましては97.39%でございました。

なお、入札執行日は5月29日でございます。

以上でございます。

○議長（千田正英） これより議案第54号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありますか。
（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認め、これで討論を終わります。
これより議案第54号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第54号は、原案のとおり可決されました。

【日程第19、議案第55 備品購入契約の締結について（教育用コンピュータ等購入）について】

○議長（千田正英） 日程第19、議案第55号、備品購入契約の締結について（教育用コンピュータ等購入）を議題とします。

本案について、当局より提案理由の説明を求めます。幸村総務部長。

○総務部長兼新庁舎建設室長（幸村公明） それでは、議案書の36ページをお願い致します。

議案第55号、備品購入契約の締結について。

次のとおり備品購入契約を締結したいので、潟上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。

契約の目的は、教育用コンピュータ等購入で、契約方法につきましては指名競争入札によるものでございます。

契約金額は4,305万円で、契約の相手方は、秋田市手形新栄町2番58号、エイデイケイ富士システム株式会社、代表取締役近藤和生であります。

平成25年6月7日提出 潟上市長 石川光男

参考資料の34ページの方をお願い致します。

この度の入札執行にあたりましては、8社を指名致しまして、2社より辞退届が提出され、落札比率につきましては90.63%でございます。

なお、入札執行日は5月29日でございます。

以上でございます。

○議長（千田正英） これより議案第55号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第55号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第55号は、原案のとおり可決されました。

【日程第20、議案第56号 備品購入契約の締結について（除雪ドーザ購入）】

○議長（千田正英） 日程第20、議案第56号、備品購入契約の締結について（除雪ドーザ購入）を議題とします。

本案について、当局より提案理由の説明を求めます。幸村総務部長。

○総務部長兼新庁舎建設室長（幸村公明） それでは、議案書の37ページをお願い致します。

議案第56号、備品購入契約の締結について。

次のとおり備品購入契約を締結したいので、潟上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。

契約の目的は、除雪ドーザ購入で、契約方法につきましては指名競争入札によるものでございます。

契約金額は2,310万円で、契約の相手方は、能代市浅内字横道19番地の1号、幸和機械株式会社、代表取締役福田幸一であります。

平成25年6月7日提出 潟上市長 石川光男

参考資料の36ページをお願い致します。

一番最後のページになりますが、この度の入札執行にあたりましては、9社を指名致しまして2社より辞退届が提出、また、1社は不参加でございました。

落札比率につきましては51.69%でございます。

なお、入札執行日は5月29日でございます。

以上でございます。

○議長（千田正英） これより議案第56号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第56号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第56号は、原案のとおり可決されました。

【日程第21、議案第57号 平成25年度潟上市一般会計補正予算（第2号）（案）について から 日程第26、議案第62号 平成25年度潟上市水道事業会計補正予算（第1号）（案）について】

○議長（千田正英） 日程第21、議案第57号、平成25年度潟上市一般会計補正予算（第2号）（案）についてから日程第26、議案第62号、平成25年度潟上市水道事業会計補正予算（第1号）（案）についてを一括議題とします。

議案第57号から議案第62号までについて、当局より一括して提案理由の説明を求めます。幸村総務部長。

○総務部長兼新庁舎建設室長（幸村公明） それでは、一般会計補正予算の大綱について、はじめにご説明申し上げます。

議案書の38ページをお願い致します。

議案第57号、平成25年度潟上市一般会計補正予算（第2号）（案）について。

別冊のとおり。

平成25年6月7日提出 潟上市長 石川光男

別冊の平成25年度潟上市一般会計補正予算（第2号）の1ページをお願い致します。

議案第57号、平成25年度潟上市一般会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額

に、歳入歳出それぞれ10億8,756万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ143億287万4,000円とするものでございます。

次に、6ページをお願い致します。

第2表地方債補正について、ご説明申し上げます。

起債の目的、農業基盤整備事業は、補正前の限度額260万円を1,160万円に増額するものでございます。

道路整備事業は、補正前の限度額5,070万円を2億560万円に増額するものでございます。

防災基盤整備事業は、補正前の限度額840万円を630万円に減額するものでございます。

新たに漁港整備事業1,800万円を追加、公園整備事業3,330万円を追加、社会福祉施設整備事業830万円を追加、小学校整備事業920万円を追加、中学校整備事業3,250万円を追加するものでございます。

次に、9ページをお願い致します。

歳入予算について主なものをご説明申し上げます。

9款1項地方交付税の特別交付税を2,000万円の追加で、これは秋田組合総合病院に助成する緊急医療等支援事業費補助金の財源として交付税算入される分であります。

13款2項国庫補助金は3億9,573万1,000円の追加で、主なものは3目土木費国庫補助金で、社会資本整備総合交付金1億6,447万3,000円と6目総務費国庫補助金で地域の元気臨時交付金2億1,618万8,000円でございます。

10ページであります。

18款1項繰越金は3億3,676万6,000円で、前年度繰越金でございます。

20款1項市債は2億6,310万円の追加で、主なものは4目土木債の道路整備事業債で、公共事業等債9,720万円と地方道路等整備事業債5,770万円でございます。

続いて、11ページの歳出予算について主なものをご説明申し上げます。

はじめに、今回の補正予算では、人事異動等による人件費を全体にわたって計上していることを申し述べます。

次に、13ページをお願い致します。

2款1項9目電子計算費であります。949万6,000円の追加で、主なものは地上デジタル放送受信対策費補助金786万8,000円でございます。これはアナログ放送から地上デジタル放送に移行したことに伴い、昭和、豊川、上虻川、字仁山及び山岸地区のテレビ

の受信状況が悪いため、難視解消を図るものでございます。

16ページをお願い致します。

3款2項3目児童館費4,404万3,000円の追加で、児童館及び児童センター改修に伴う委託料及び工事請負費と追分西西集会所建設用地取得費578万2,000円でございます。

次に、4目の保育園費でございますが、1,995万6,000円の追加でございます。主なものは、若竹幼児教育センター調理室改修工事436万6,000円で、これは完全給食を提供するため、米飯用のガス炊飯器を設置するなど調理室を一部改修するものでございます。また、保育園エアコン増設工事は436万2,000円で、園児の熱中症対策を行うこととしております。

次に、18ページであります。

4款1項1目保健衛生総務費は1,517万1,000円の追加で、主なものは19ページの上段になりますが、緊急医療等支援事業費補助金2,005万4,000円でございます。これは特別交付税を活用し、緊急医療等の不採算分野を担う公的病院の運営に要する経費を助成し、医療機能の確保と維持を図るもので、秋田市、男鹿市、潟上市の3市で秋田組合総合病院に助成するものでございます。

2目予防費は847万5,000円の追加でございます。全国的に風しん感染者が増加しており、特に妊婦への感染を防ぐことが重要であることから、妊婦の夫や同居家族及び妊娠希望者、または妊娠する可能性の高い方を対象に予防接種に係る費用を市が全額助成するものでございます。

次に、20ページであります。

6款1項3目農業振興費は926万3,000円の追加で、主なものは重点品目産地づくり支援交付金535万8,000円でございます。これは重点品目の交付単価が助成単価を下回る場合に激変緩和対策として交付するものでございます。

次に、21ページをお願い致します。

3項1目水産業振興費は4,587万7,000円の追加で、主なものは漁港機能保全工事4,100万円で、天王及び江川漁港を整備するものでございます。

次に、22ページです。

8款2項2目道路新設改良費は、5億3,086万9,000円の追加でございます。主なものは、大豊小学校線の道路改良事業に伴う物件補償費1億9,500万円と東湖町地区雨水対策工事1億261万9,000円でございます。これは船越水道からの逆流を防ぐため、水門の

ゲートを自動化し、排水ポンプを設置して浸水被害防止に努めるものでございます。

4項2目公園費は3,938万7,000円の追加で、主なものは公園整備補修工事の鞍掛沼公園展望棟改修工事3,278万5,000円で、雨漏りを改修するものでございます。

5項2目住宅管理費は8,284万4,000円の追加で、主なものは市営住宅使用料返還金6,821万2,000円でございます。

9款1項1目消防費は3,251万6,000円の追加で、主なものは23ページになりますが、男鹿地区消防一部事務組合負担金2,239万1,000円でございます。

2目災害対策費は794万円の追加で、主なものは自主防災組織への一般備品656万8,000円と自主防災組織コミュニティ助成金416万6,000円で、自主防災組織の強化と充実を図るものでございます。

また、津波避難対策として市内の300カ所の電柱に標高標示板を設置するため、委託料203万2,000円を計上しております。

24ページです。

10款2項2目教育振興費は515万7,000円の追加で、これは小学校教材備品でありまして、理科教育振興のため、理科及び算数の備品を整備するものでございます。

中学校分については、3項2目教育振興費に440万円を計上してございます。

2項3目学校整備事業費は976万7,000円の追加で、これは追分小学校改修工事実施設計委託料で、耐震補強及び大規模改造等を行うため委託するものでございます。

3項中学校費3目学校整備事業費は6,574万8,000円の追加で、これは天王中学校体育館改築に伴う委託料と工事請負費でございます。

25ページをお願い致します。

4項2目幼稚園費は959万1,000円の追加で、主なものは天王幼稚園に係る園バス購入費681万2,000円と園児の熱中症対策のためのエアコン増設工事661万5,000円でございます。

26ページです。

6項3目公民館費は903万4,000円の追加で、主なものは修繕料742万3,000円で、分館等の改修をするものでございます。

27ページをお願い致します。

7項3目体育施設費は8,766万2,000円の追加で、主なものは体育施設改修工事費の長沼球技場グラウンド改修工事3,600万9,000円と元木山球場改修工事2,357万8,000円で、

老朽化したスコアボード及び観覧席のベンチ等を改修するものでございます。

以上が一般会計分であります。

次に、議案書の39ページをお願い致します。

議案第58号、平成25年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）（案）について。

別冊のとおり。

平成25年6月7日提出 潟上市長 石川光男

別冊の平成25年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算書（第1号）（案）の1ページをお願い致します。

議案第58号、平成25年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ553万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億2,594万6,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、人事異動に伴う人件費でございます。

次に、議案書の40ページをお願い致します。

議案第59号、平成25年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（案）について。

別冊のとおり。

平成25年6月7日提出 潟上市長 石川光男

別冊の平成25年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（案）の1ページをお願い致します。

議案第59号、平成25年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ228万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,166万3,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、電算処理システム更新委託料と人事異動に伴う人件費でございます。

次に、議案書の41ページをお願い致します。

議案第60号、平成25年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）（案）について。

別冊のとおり。

平成25年6月7日提出 潟上市長 石川光男

別冊の平成25年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）（案）の1ページをお願い致します。

議案第60号、平成25年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ538万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億4,431万2,000円とするものでございます。

補正の内容は、地域包括支援センターシステム保守等委託料と人事異動に伴う人件費でございます。

次に、議案書の42ページをお願い致します。

議案第61号、平成25年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第1号）（案）について。

別冊のとおり。

平成25年6月7日提出 潟上市長 石川光男

別冊の平成25年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第1号）（案）の1ページをお願い致します。

議案第61号、平成25年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ657万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億553万1,000円とするものでございます。

補正の内容は、人事異動に伴う人件費でございます。

次に、議案書の43ページをお願い致します。

議案第62号、平成25年度潟上市水道事業会計補正予算（第1号）（案）について。

別冊のとおり。

平成25年6月7日提出 潟上市長 石川光男

別冊の平成25年度潟上市水道事業会計補正予算（第1号）（案）の1ページをお願い致します。

議案第62号、平成25年度潟上市水道事業会計補正予算（第1号）は、収益的収入は2,343万8,000円で、これは受託工事収益でございます。

収益的支出は3,656万2,000円で、主なものは受託工事費でありまして、ほ場整備に伴う大沢林道導水管布設替え工事2,488万9,000円でございます。

資本的支出は1,606万5,000円で、これは出戸浄水場ウェブ対応監視システム設置工事でございます。

以上でございます。

- 議長（千田正英） 議案第57号、平成25年度潟上市一般会計補正予算（第2号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（千田正英） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本案は、各所管の常任委員会に分割付託します。

- 議案第58号、平成25年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（千田正英） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会に付託します。

- 議案第59号、平成25年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（千田正英） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会に付託します。

- 議案第60号、平成25年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（千田正英） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会に付託します。

- 議案第61号、平成25年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第1号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会に付託します。

- 議案第62号、平成25年度潟上市水道事業会計補正予算（第1号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（千田正英） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会に付託します。

【日程第27、同意第2号 潟上市教育委員会委員の任命について】

○議長（千田正英） 日程第27、同意第2号、潟上市教育委員会委員の任命についてを議題とします。

同意第2号について、提出者の説明を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 同意第2号、潟上市教育委員会委員の任命について。

下記の者を潟上市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 潟上市天王字不動下511番地2

氏 名 丸 谷 昇

生年月日 昭和22年5月17日

平成25年6月7日提出 潟上市長 石川光男

提案理由

平成25年6月27日付で潟上市教育委員会委員の工藤紀代子氏が任期満了となるので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を得て任命しなければならないものである、これが提案理由であります。

現在の委員の工藤紀代子さんからは、もう長くもなってきたということで、後進に道を譲りたいという意思が固いので、丸谷昇さんを任命したいということでございまして、丸谷さんの略歴については、お手元の陰に書いてありますが、皆さんご承知のように、19年4月まで潟上市福祉保健部長兼福祉事務所長で定年していますが、その前の6年間は生涯学習課長兼天王町公民館長として勤務し、教育行政にも精通している方でありまして、現在も保護司、あるいは塩口自治分館長をやられて幅広く活躍しておりますので、教育委員としてふさわしいと思いますので宜しくお願い申し上げます。

○議長（千田正英） これより同意第2号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これより同意第2号を採決します。本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、同意第2号は、これに同意することに決定しました。

【日程第28、同意第3号 潟上市教育委員会委員の任命について】

○議長（千田正英） 日程第28、同意第3号、潟上市教育委員会委員の任命についてを議題とします。

同意第3号について、提出者の説明を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 同意第3号、潟上市教育委員会委員の任命について。

下記の者を潟上市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 潟上市天王字追分49番地1

氏 名 肥田野 耕 二

生年月日 昭和22年9月18日

平成25年6月7日提出 潟上市長 石川光男

提案理由

平成25年6月27日付で潟上市教育委員会委員の肥田野耕二氏が任期満了となるので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を得て任命しなければならないものである、これが提案理由であります。

肥田野教育長は、誠心誠意、一生懸命頑張っていると思っていますので、再任をお願いするものであります。

以上です。

○議長（千田正英） これより同意第3号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これより同意第3号を採決します。本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、同意第3号は、同意することに決定しました。

【日程第29、同意第4号 潟上市監査委員の選任について】

○議長（千田正英） 日程第29、同意第4号、潟上市監査委員の選任についてを議題とします。

同意第4号について、提出者の説明を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 同意第4号、潟上市監査委員の選任について。

下記の者を潟上市監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 潟上市飯田川飯塚字水神端77番地

氏 名 渡 邊 晋 二

生年月日 昭和27年5月15日

平成25年6月7日提出 潟上市長 石川光男

提案理由

平成25年6月26日付で潟上市監査委員の渡邊晋二氏が任期満了となるので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を得て選任しなければならないものである、これが理由であります。

渡邊さんは、本人からもうそろそろというお話もありましたけれども、潟上市の監査委員として得難い人材ということで、今回また再任をお願いするものであります。

宜しく申し上げます。

○議長（千田正英） これより同意第4号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これより同意第4号を採決します。本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、同意第4号は、これに同意することに決定しました。

【日程第30、同意第5号 人権擁護委員候補者の推薦について】

○議長（千田正英） 日程第30、同意第5号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

同意第5号について、提出者の説明を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 同意第5号、人権擁護委員候補者の推薦について。

下記の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

記

住 所 潟上市天王字北野302番地47

氏 名 馬 場 けい子

生年月日 昭和26年4月1日

平成25年6月7日提出 潟上市長 石川光男

提案理由

平成25年9月30日付で人権擁護委員の馬場けい子氏が任期満了となるので、人権擁護法第6条第3項の規定により、議会の意見を聞いて候補者を推薦しなければならないものである、これが理由であります。

馬場さんは大変まじめな方で、今までも人権擁護委員の活動を積極的に行っておりますので、再任をお願いするものであります。

○議長（千田正英） これより同意第5号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これより同意第5号を採決します。本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、同意第5号は、これに同意することに決定しました。

【日程第31、同意第6号 人権擁護委員候補者の推薦について】

○議長（千田正英） 日程第31、同意第6号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

同意第6号について、提出者の説明を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 同意第6号、人権擁護委員候補者の推薦について。

下記の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

記

住 所 潟上市昭和大久保字新関堰の外71番地

氏 名 菅 原 義 行

生年月日 昭和25年11月14日

平成25年 6 月 7 日提出 潟上市長 石川光男

提案理由

平成25年 9 月30日付で人権擁護委員の櫻庭静子氏が任期満了となるので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を聞いて候補者を推薦しなければならないものである。

現委員の櫻庭静子さんからは、高齢でもあるし、長くなってきたもので、辞退をしたいというようなお話がありましたので、後任後継者として菅原義行さんを推薦したいということで、菅原さんの略歴についてお手元にお配りしておりますが、湖東消防本部で消防長を専任するということと、現在は昭和総合開発株式会社嘱託職員として勤務しているということで、人権擁護委員としてふさわしいと思っておりますので、是非お願いしたいということでございます。

○議長（千田正英） これより同意第 6 号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これより同意第 6 号を採決します。本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、同意第 6 号は、同意することに決定しました。

【日程第 3 2、選挙第 1 号 潟上市選挙管理委員及び補充員の選挙について】

○議長（千田正英） 日程第32、選挙第 1 号、潟上市選挙管理委員及び補充員の選挙についてを議題とします。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第 2 項の規定により、議長において指名推選したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（千田正英） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しま

した。

暫時休憩します。資料の配付を致します。

午後 2時10分 休憩

.....

午後 2時13分 再開

○議長（千田正英） 休憩以前に引き続き会議を再開します。

鴻上市選挙管理委員には、薄田 博さん、菅原徳志さん、小熊顕二さん、柏崎重嗣さん、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した方を鴻上市選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（千田正英） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名致しました4の方が鴻上市選挙管理委員に当選されました。

次に、鴻上市選挙管理委員補充員には、安田次男さん、南都武男さん、二田京子さん、伊藤昭光さん、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した方を鴻上市選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（千田正英） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名致しました4の方が鴻上市選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、補充員の順序についてお諮りします。補充員の順序は、ただいま議長が指名した順序にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（千田正英） 異議なしと認めます。したがって、補充員の順序は、ただいまの議長が指名した順序に決定致しました。

【日程第33、選挙第2号 湖東地区行政一部事務組合議会議員の選挙について】

○議長（千田正英） 日程第33、選挙第2号、湖東地区行政一部事務組合議会議員の選挙についてを議題とします。

選挙第2号、湖東地区行政一部事務組合議会議員の選挙については、欠員の1名を組合規約に基づき選出するものであります。

お諮りします。選挙第2号の選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(千田正英) 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(千田正英) 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

欠員の湖東地区行政一部事務組合議会議員に14番藤原典男議員を指名し、湖東地区行政一部事務組合議会議員選挙の当選人と定めることに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(千田正英) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました議員が湖東地区行政一部事務組合議会議員選挙に当選されました。

【日程第34、潟上市議会広報編集特別委員の選任について】

○議長(千田正英) 日程第34、潟上市議会広報編集特別委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。欠員による潟上市議会広報編集特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、14番藤原典男議員を指名します。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(千田正英) 異議なしと認めます。したがって、潟上市議会広報編集特別委員会の委員には、14番藤原典男議員を選任することに決定しました。

【日程第35、陳情第4号 ドクターヘリの安全運航と県民の安全・安心を守るため米軍機(F-16とMV22オスプレイ)の低空飛行中止を求める意見書について から 日程第38、陳情第7号 「協同労働の協同組合法(仮称)の速やかな制定を求める意見書」に関する陳情書】

○議長(千田正英) 日程第35、陳情第4号、ドクターヘリの安全運航と県民の安全・安心を守るため米軍機(F-16とMV22オスプレイ)の低空飛行中止を求める意見書から

日程第38、陳情第7号、「協同労働の協同組合法（仮称）の速やかな制定を求める意見書」に関する陳情書までを一括議題とします。

陳情第4号から陳情第7号は、お手元に配付の陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（千田正英） 異議なしと認めます。したがって、陳情第4号から陳情第7号は、陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了致しました。

本日は、これにて散会します。

なお、6月10日月曜日、午前10時より本会議を再開しますので、ご参集をお願い致します。

今日は大変お疲れさまでした。

午後 2時19分 散会